

平成29年度第3回大阪府都市計画審議会常務委員会部会《要旨》

- 日 時 平成30年3月29日（木） 15：00～17：00
- 場 所 大阪府庁本館特別会議室
- 議 事 (1)大阪府都市計画審議会におけるご意見
(2)基本方針に沿った具体的な取組について
(3)最終報告（たたき台）
- 出席委員 加我部会長、赤澤部会員、井原部会員
- 事務局 都市整備部都市計画室公園課長 ほか

- 議 事

加我部会長

本日は、2月9日に都市計画審議会にて報告した「都市計画公園のあり方」の基本方針まで中間報告について都市計画審議会委員からの意見を報告いただき、本日は、基本方針に沿った具体的な取組や、最終報告書の案について、ご意見を伺いたい。

議事（1）

<資料1 事務局説明>

加我部会長

これまで常務委員会・部会でもとりあげてきたが、公園を取り巻く環境の変化としてこれからの高齢社会においては、健康・長寿というキーワードに対応していかなければいけない。従来から、公園では「健康」「レクリエーション」を発揮するということが謳われてきたが、改めて注目されている現状をふまえ取り組んでいく。

もう一点は、防災だけではなく有事の際ということで、核シェルターなど府民の安全に対応し量的に充実させてはどうかという提案であった。

議事（2）

<資料2・3・4 事務局説明>

基本方針①公園毎の特色を活かし育み、“都市の顔”となる公園づくりを推進

加我部会長

来園者の増加や認知度を全ての公園で目指すものではないという議論を進めてきたはず。現状としては抑えたが、増やすことが取組みではない。個々の特色を活かした質の高いみどり空間の創出を目指すのでは。認知度の多寡では公

園を測れないし、どこでも便益施設やイベントを受け入れるわけではない。

公園の個性が磨かれていないことが課題。それに対する取組みは②、③にもかかる。方針①は各方針の横断的な取組みであっていい。

“都市の顔”と“大都市・大阪の顔”は違う捉え方。“都市の顔”は、大阪全体の顔にもなり得るし、地域ごとの顔になるという表現。全ての公園において、大都市・大阪の顔となるようなシンボル性を持たせることは、個々の公園に差があり難しいところ。20公園がそれぞれ個性を発揮しなければいけないということはきちんと書くべき。

井原部会員

取組みが具体的に出されているが、まずは個々の公園の魅力が何かを検討する公園毎のマネジメントプラン（以降MP）の策定をこの方針の取組みとすべきでは。そして、MPをどう共有するか、その取組みの具体像について、方針⑦に記載すべきでは。

また①の課題は十分に議論できていないし、共有できていないのではないか。

“都市の顔”については、これから検討が可能な表現。それぞれの公園で対象とする都市をどの範囲で見るとするか、どういう顔を大事にしていくのか、まさにそれがMPの中で考えていくこと。逆に“大都市・大阪…”とすると、その言葉に引きずられてしまう。

赤澤部会員

“大都市・大阪…”ではなく、“多様な大阪…”位の方がいいのでは。基本理念も、「多様な大阪の魅力を高め、大阪の成長や成熟を支える府民共有の資産」としては。いろんな地域の上にあるいろんな公園があるという広がりを出す「多様な」と、今ある良さも生かすという意味で「成熟」などを加えるとよいかと思う。

事務局

課題はたくさんある中で、複数に対応する基本方針が立てられているので、一対一の方針ではないと考えている。MPについては、それらの方針すべて、もしくは①～⑥までを踏まえた上で⑦で運用するイメージなのか、MPの範囲についてご教示いただきたい。

事務局

①の方針は他の②～⑥を包含したような概念であるのかなという議論があり、仕立ての仕方に悩んでいる。②～⑥の重みづけがそれぞれの公園の特色になると思っている。

赤澤部会員

MPは全てを内包していく考えでいいと思う。だいたい「経営」＝ビジョンと仕組み（方針①⑦があたる）と、「利用促進」・「管理」の3つで構成されている。

その中で、それぞれの公園の特色や人材で②・③・④・⑤・⑥が当てはまって色が変わるというイメージ。この3つの大きな構成とそれぞれの下地に都市魅力・府民生活・安全安心・都市環境があるという簡単なベン図、構図をつくれれば分かりやすいと思う。

加我部会長

①の取組みはMPの策定とし、MPを運用するか、どのように作るのかという方法論が⑦というイメージ。

取組みとしては質の高いみどり空間の創出・保全・活用は大前提で、ランドスケープの基本、その上で個性を活かした公園づくりを進めるということ。

赤澤部会員

「みどり」という定義には空間もあるが、体験や機会という意味合いもある。ここで、空間に限定するべきではない。

基本方針②民間活力を積極的に導入し、都市の活力を生み出す公園づくり 基本方針③公園を柔軟に使いこなし、地域社会に貢献する公園づくりを推進

赤澤部会員

今回の都市公園法改正であったP-PFIの制度に引きずられすぎているのかなと思う。全て大阪城のジョーテラスをイメージしすぎる。今の公園のあり方としての到達点としてはあの形があってもいいと思うが、次にチャレンジすべきは「公共型収益施設のあり方」を検討すること。服部緑地ではあの形にできるかもしれないが、東京・海外資本が儲かるようなあり方だけではなく、大阪の中小企業、地域の小さな会社が出店できるような、地域を活かしたビジネスチャンスを創出する仕組みや、ビジネス支援をしやすい運用があっても良いのでは。でないと、全てがてんしぼなど大企業や大資本の所ばかりを意識した誘致になってしまう。

加我部会長

②と③で書き分けるのかなと思う。地域での商売を受け入れるという考えは③で受け持ったらよい。

また便益施設を導入している目的は何か？導入が目的ではないはず。取組みが便益施設の設置・イベントの開催になっている。方針は導入することによって、都市の活力を生み出すのか、利用者サービスの向上を図る、公園の魅力を

高めるのか、だと思いが。

事務局

現在府議会等でも公園で求められているのはにぎわいづくりである。もちろん地域の魅力向上や利用者サービスの向上、公園の魅力向上であると思っている。

事務局

公園での飲食施設の不足を入り口としているが、単なる飲食施設の設置ではなく来園者の利便性の向上、また公園の魅力向上を目指しており、施設導入を出口にしているわけではない。改めてその考えを共有していきたい。

赤澤部会員

②と③を書き分けるとどちらもしないといけないと思うのでは。②も必ず目指す必要があると思えるので、民間活力を導入するという方針で一つとしてまとめ、そのにぎわいの質のバリエーション、活かし方として、大企業のにぎわいづくりと地域貢献型に分けるなどすれば良いのでは。③は公共への還元する仕組みを書くなど。

事務局

②は公園施設としての延長線上での設置をイメージしていたが、③は、時代で求められるニーズに対して、保育園や老人ホームなど単なる空き地ではなく、公園で求められる要素を検討していくというニュアンスが含まれている。

基本方針④府民の命を守る公園づくりを推進

基本方針⑤誰もが安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進

基本方針⑥多様な自然とふれあい、都市の環境を保全する公園づくりを推進

赤澤部会員

取組みとして樹木の点検・維持管理・更新とあるが、積極的に利用を進めるための皆伐などの手段があっても良い。みどりの質を向上させるために積極的に管理を進めていくという記載とするなど。

大規模公園のみどりは保全型の公園が多くなりがちで、放置林となっている現状。利用の幅を広げる空間としての資源、材としての資源など公園の資源のオープンソース化を図っていくべき。

事務局

樹木の密度管理については、MPにおいてエリアで差別化を図ることを検討していきたい。

加我部会長

⑤の快適で受けるか、⑥の多様な自然で受けるか難しいところ。人側から見るような樹林との接し方については⑤で書き、生き物や自然の視点から見る場合は⑥で書くというように考え方を整理しては。

であれば、⑤では快適な利用空間を生み出すうえでの樹木管理などの取組みが必要。

井原部会員

みどり景観の創出のための取組みについて、MPで書かれている事例があまりない。思い切って樹木景観の取組み（個別の公園で景観計画や植栽管理計画を立てるなど）は考えていくべきでは。

赤澤部会員

先程の①で示した「経営」・「利用促進」・「管理」この3つの丸の間の矢印、関係が重要。このような「経営」をするためには、このような「利用」が可能になり、そのためにこのような「管理」をすべきとか、逆にこんな「管理」をするからこんな「利用」ができる、というイメージ。

全体方針として経営は①⑦、利用は②③、管理は④⑤あたりがメインと位置づけ、それを実現するための具体のプランを考えるということを示しても良い。

加我部会長

現代に延焼遮断帯が必要なのか？自然面を都市の中で受け持っている洪水調整機能を先に述べた方がいい。「都市の災害対応力の向上に貢献する」「都市全体の機能向上に寄与する」なども追記した方がいい。

事務局

防災公園としてパイオニアである久宝寺緑地は寺内町に隣接しており、遮断帯が必要であり、輻射熱から逃げ込む面からも最初に記載したが、調整する。

加我部会長

省エネの記載は⑥に記載すべきか。エネルギー問題はここか。「都市の自然環境の悪化」との記載は、自然環境が改善されてきているので、「都市環境の悪化」とすべき。「環境問題全般から始まり、エネルギーと自然と両方に対応する」と進めるのがいいと思う。

井原部会員

生物多様性に関係するプランが大阪府にあるのかもしれないが、大規模な緑地帯なので自然を守ることや継承だけでなく、生物多様性確保の観点からの記

載できないか。

赤澤部会員

④の取組において、「防災啓発の活動拠点として活用」を土囊づくりやキャンプ、アウトドアなど日ごろから活用してもらうためにも、「防災啓発の活動拠点として日常から活用」とした方がいい。

井原部会員

有事の際の記載は、どこまで入れるべきか？

事務局

核シェルターなど危機管理部局で取り扱うべきものでもあり、記載しにくい。

基本方針⑦都市まちづくりを先導し続ける戦略的に整備・管理・運営の仕組みづくり

加我部会長

既に府営公園では協議会があるので、何もできていないわけではない。泉佐野丘陵緑地のシナリオ型や万博公園での取組など、既に実施している取組から記載をはじめたら良いと思う。民間活力の活用など、①～③の再掲で記載してもいいと思う。

赤澤部会員

公園行政だけでなく、今までなかった健康増進や福祉など他の施策を通じた連携も記載するかどうか。エリアマネジメント（エリアでルールを決め財源が担保されており、システム化されているもの）の記載をするかどうか。⑦のワクを出した形になるか？

加我部会長

公園からエリアマネジメントを仕掛けるか、エリアマネジメントをしている事業者が公園を使ってもらうか。施設としての公園だけでなく、教育・医療・福祉などの施策で公園を使ってもらうことは賛成。活用したい事業者の窓口が公園課や公園になる。公園は健康増進などで貢献しているため、福祉や教育、医療などの予算を公園に回してもらうべき。

井原部会員

公園から積極的に仕掛けていくのとは、少し違うと思う。仕掛けるのではなく、エリアマネジメントのなかで多様な使われ方ができるように間口を広げていくべき。また、「都市まちづくり」ではなく「都市・まちづくり」と修正を

した方がいい。

加我部会長

都市・まちづくりを促進していく上で、どんな地域課題があり、都市課題があるのかを情報交換するために協議会が必要で、世界の中での公園の動向を見据えると審議会が必要となり、方法論として⑦を記載すべき。

事務局

協議会の設置・運営については、運営費用や位置づけなどにより、指定管理者に担ってもらうことが多い。府がメンバーとして位置づいていかないと発展性がないと思う。

加我部会長

設置者が同じテーブルにつかないと、地域課題は解決できないし、関係市町村も重要。学識経験者はそんなに重要ではない。学識経験者はプレイヤーではなく、それぞれをつなぐコーディネータにすぎない。

ただ、運営協議会も20公園すべてで必要ではないと思う。目標として、20公園で協議会をつくと掲げることは大変なことになる。「自治会長を呼んできた」だけの体裁を整えることだけはしないよう、必要に応じ対応すべき。

井原部会員

P29の「協働のプラットフォームとなる公園毎の協議会の設立」から、公園毎を削除した方がいい。公園全てに必ず協議会を設立するという事に縛られるのではなく、必要性に応じてそこは柔軟に取り組むべき。

赤澤部会員

みどり基金のように、寄附をもらった場合、年度をまたいで活用できる仕組みがあった方がいい。

加我部会長

寄附者からは、府営公園で使ってほしいというのと〇〇公園で使ってほしいというのがあるだろう。そういう2つの仕分けができるよう基金があればいいと思う。

加我部会長

本日いただいた意見を踏まえ、最終報告に向けて修正いただき、次回部会にて最終報告案を検討する。これで第3回常務委員会を終了する。